

司法研修所事務局分課規程

昭和24年7月1日最高裁判所規程第14号

改正 昭和59年6月20日最高裁判所規程第3号

平成3年7月17日最高裁判所規程第3号

平成6年6月1日最高裁判所規程第2号

平成16年3月17日最高裁判所規程第1号

平成25年2月13日最高裁判所規程第2号

平成30年9月5日最高裁判所規程第2号

司法研修所事務局分課規程

第一条 司法研修所事務局に次の課を置く。

総務課

経理課

企画第一課

企画第二課

(昭五九最裁程三・平六最裁程二・一部改正、平二五最裁程二・一部改正)

第二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会議及び協議会に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受及び発送並びに公文書類の編集及び保管に関する事項
- 五 研修員及び司法修習生の合宿舎の運営に関する事項
- 六 図書収集、保管、閲覧等に関する事項
- 七 他の課に属しない事項

(昭五九最裁程三・平三最裁程三・一部改正、平二五最裁程二・一部改正)

第三条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関する事項
- 二 物品の整備、出納及び保管に関する事項
- 三 自動車の運行に関する事項
- 四 庁舎等の施設の管理及び安全保持に関する事項

(平六最裁程二・追加、平三〇最裁程二・一部改正)

第四条 企画第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官の研修の企画立案に関する事項
- 二 裁判官の研修の日程の編成に関する事項
- 三 研修員の招集に関する事項
- 四 裁判官の研修の日程の実施に関する事項
- 五 裁判官の研修の制度及び実態の調査に関する事項
- 六 裁判官の研修の結果の報告に関する事項
- 七 裁判官の研修に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項
- 八 司法研究の企画及び実施に関する事項

(昭五九最裁程三・一部改正、平六最裁程二・旧第三条繰下、平一六最裁程一・一部改正、平二五最裁程二・一部改正)

第五条 企画第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 司法修習生の修習の企画立案に関する事項
- 二 司法修習生の修習の日程の編成に関する事項
- 三 司法修習生の招集に関する事項
- 四 司法修習生の修習の日程の実施に関する事項
- 五 司法修習生の修習の制度及び実態の調査に関する事項
- 六 司法修習生の修習の結果の報告に関する事項
- 七 司法修習生の修習に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項
- 八 教材及び講義案の編集、整備及び配布に関する事項
- 九 司法研究報告書、司法研修所論集等の刊行に関する事項

(昭五九最裁程三・平三最裁程三・一部改正、平六最裁程二・旧第四条線下、平一六最裁程一・一部改正、平二五最裁程二・一部改正)

第六条 事務局長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

(平六最裁程二・旧第五条線下)

附則

この規程は、司法研修所規則の一部を改正する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十五号）施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和二十四年七月一日)

附則（昭和五十九年六月二〇日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和五十九年六月二十五日から施行する。

附則（平成三年七月一七日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月一日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年九月五日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成三十年十月一日から施行する。